



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年1月27日(火) 第10366号

## ■ 目 次

ページ

### 告 示

○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○同	3

### 入札公告

○一般競争入札の実施（下水道総合事務所）	4
----------------------	---

### 落 札

○落札者等の決定（警察本部会計課）	7
-------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字上沢渡 字唐操原国有林46林班お 小班地内	前	14.2~18.6	103.0
			後	14.2~25.7	103.0

◎群馬県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	藤岡市神田字宿1188番の1地先から同市同字塙 間1339番の1地先まで	令和8年1月27日

◎群馬県告示第19号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和8年1月27日

群馬県知事 山本一太

唐沢2-2地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県太田市吉沢町及び桐生市広沢町七丁目の区域内の土地のうち、次の1点から8点までを順次結んだ線及び1点と8点を結んだ線に囲まれた土地の区域

1点 北緯36度21分45秒7406

東経139度21分45秒1678

2点 北緯36度21分46秒2310

東経139度21分44秒5229  
 3点 北緯36度21分46秒9168  
 東経139度21分43秒0621  
 4点 北緯36度21分47秒5123  
 東経139度21分41秒9732  
 5点 北緯36度21分50秒0723  
 東経139度21分43秒7970  
 6点 北緯36度21分49秒2001  
 東経139度21分44秒9915  
 7点 北緯36度21分48秒3274  
 東経139度21分46秒7228  
 8点 北緯36度21分47秒0919  
 東経139度21分48秒0544

この関係書類は、群馬県国土整備部砂防課、群馬県桐生土木事務所及び太田土木事務所において縦覧に供する。

#### ◎群馬県告示第20号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和8年1月27日

群馬県知事 山本一太

#### 判形5区1地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県吾妻郡高山村大字中山字溝口、字稻荷前、字城金山及び字田尻の区域内の土地のうち、次の座標地点1点から13点までを順次結んだ線及び座標地点1点と13点を結んだ線に囲まれた土地の区域

1点 北緯36度37分18秒8856  
 東経138度56分25秒1004  
 2点 北緯36度37分19秒0977  
 東経138度56分26秒1102  
 3点 北緯36度37分19秒4915  
 東経138度56分26秒5027  
 4点 北緯36度37分19秒6402  
 東経138度56分28秒4595  
 5点 北緯36度37分20秒1323  
 東経138度56分29秒5205  
 6点 北緯36度37分19秒8544  
 東経138度56分30秒5666  
 7点 北緯36度37分19秒3248  
 東経138度56分30秒3855  
 8点 北緯36度37分18秒6495

東経138度56分29秒2180  
 9点 北緯36度37分18秒3511  
 東経138度56分29秒4143  
 10点 北緯36度37分17秒3726  
 東経138度56分28秒4326  
 11点 北緯36度37分15秒5293  
 東経138度56分26秒1358  
 12点 北緯36度37分16秒1153  
 東経138度56分25秒4175  
 13点 北緯36度37分17秒2434  
 東経138度56分24秒8106

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県中之条土木事務所において縦覧に供する。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年1月27日

群馬県下水道総合事務所長 青木貴雄

### 1 調達内容

#### (1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	170t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	90t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	110t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年2月6日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、令和2年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公團に限る。）に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 権澤） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和8年1月27日（火）から同年2月24日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年3月4日（水）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年2月24日（火）午後4時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

## (5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤 (その1)	令和8年3月12日(木)午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤 (その2)	令和8年3月12日(木)午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	令和8年3月12日(木)午後2時30分

(6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年3月11日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約） 入札書在中」と朱書きすること。）

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和8年2月24日(火)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。  
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: AOKI Takao, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Bidding details are as follows:

番号	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical(Charging type No. 1)	170t/year	1:30 p.m. March 12, 2026
②	Deodorizing chemical(Charging type No. 2)	90t/year	2:00 p.m. March 12, 2026
③	Deodorizing chemical(Diffusing type)	110t/year	2:30 p.m. March 12, 2026

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Delivery place: Kenou Water Purification Center

- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 24, 2026 at 4:00 p.m.
- (6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

## ■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年1月27日

群馬県警察本部長 丸山潤

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局（航空機局）の定期検査更新整備の追加整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年12月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 随意契約に係る契約金額 59,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111

---